

# フランチャイズ契約における廃棄ロスとチャージ, そして見切り販売制限 (2)

木 村 義 和

|     |  |
|-----|--|
| 目 次 |  |
| 第1章 | はじめに                                     |
| 第2章 | 廃棄ロスと機会ロス                                |
| 第3章 | コンビニ会計                                   |
| 第4章 | 本部が見切り販売(値引き販売)を禁止する理由と加盟店側の主張(以上, 187号) |
| 第5章 | セブン・イレブンチャージ契約と最高裁判決(以上, 本号)             |
| 第6章 | 加盟店保護の可能性                                |
| 第7章 | セブン-イレブン・ジャパンに対する公正取引委員会による排除措置命令        |
| 第8章 | 結びにかえて                                   |

## 第5章 セブン・イレブンチャージ契約と最高裁判決

### 第1節 はじめに

第3章で分析した通り, セブン-イレブン・ジャパンを含む多くのコンビニチェーンでは, 各加盟店の経営上, 通常生ずる商品廃棄損がいわゆる売上原価とならず, 廃棄ロスを含む「売上総利益」に対してチャージが課されている<sup>(1)</sup>。いわゆるコンビニ会計である。加盟店は本部に対して「売上総利益=売上高-

---

(1) 北野弘久「コンビニ・チャージ契約最高裁判決批判」税経通信 62 卷 12 号 25 頁 (2007 年)。

「売上原価－(廃棄ロス＋棚卸ロス)」として算出された「売上総利益」に一定の乗率を掛け合わせて得られた額をチャージ（ロイヤルティ）として支払う。この方式では、廃棄ロス原価と棚卸ロス原価が被乗数となる分、いわゆる粗利益（＝売上高－売上原価）を被乗数とする算定方式よりも、チャージ額が増加する。他方で、一般の財務・税務関係上の「売上原価」概念は、これらの価額を含むものとして使用されることが多い<sup>(2)</sup>。そうすると、加盟店が一般の財務・税務会計上の「売上原価」概念を念頭においていた場合、大手コンビニチェーンが採用するコンビニ方式によっては、予想外にチャージ額が増加するという事態が生じる。

加盟店のすべてのオーナーは、「原価性を有する商品廃棄ロス等は当然に売上原価を構成し、チャージの対象になる『売上総利益』はそのことを前提としたものと認識していた。」という。彼らは、企業会計上または社会通念上の「売上総利益」（粗利益）の意味で「売上総利益」をとらえていた。もし、本部の主張のような「売上総利益」の意味であるならば、彼らは、「通例、どんなに経営努力をしても自己の店を維持することは困難である。」という。加盟店で廃業した者は少なくないし、自殺した者もいる。本部のいうような「売上総利益」の意味であるならば、彼らは、本件契約を締結しなかったはずであると、主張している<sup>(3)</sup>。

本部と各加盟店との間のコンビニ契約それ自体においては単に「売上総利益」に対して所定のチャージ率を乗ずるというチャージ規定しか存在しなかった。しかもチャージの対象になる「売上総利益」については特段の規定もなく、また本件契約にあたって特段の説明もなかった。それゆえ、人々は、企業会計上、また、社会通念上の「売上総利益」（粗利益）に対して、チャージが課されるという認識で、本件契約を締結した。すなわち各加盟店の経営上原価性を有する商品廃棄損等は当然に売上原価を構成し当該商品廃棄損分を控除した「売上総

---

(2) 奈良輝久「最二判平 19・6・11 評釈」金判 1277 号 4 頁（2007 年）。北野弘久「コンビニ契約の問題性」税経通信 61 卷 13 号 17 頁（2006 年）。

(3) 北野・前掲注 1, 32 頁。

利益」に対して、チャージが課されるという認識で、本件契約を締結した<sup>(4)</sup>。このことから、ロス分を本部が負担することなく、一方的に加盟店に押し付けてよいのかという疑問が生じる。この点に関して、最二小判平 19・6・11（セブン・イレブンチャージ訴訟）を中心に判例がどのような立場に立っているのかを概観する。

## 第2節 最二小判平 19・6・11（セブン・イレブンチャージ訴訟／判時 1980号 69頁）

### 1 セブン・イレブンチャージ訴訟

以下、原価性を有するはずの商品廃棄損等にまでチャージを課する運用を認めた最高裁判決である最二小判平 19・6・11（セブン・イレブンチャージ訴訟）を検討する。

#### 〈事案の概要〉

本件は、コンビニエンス・ストアのフランチャイズ・チェーンを運営する上告人（本部）との間で、その加盟店となる契約を締結し、上告人に対し「チャージ」と呼ばれる契約上の対価を支払ってきた被上告人（加盟店）が、契約上、チャージ金額の算定の基礎となる売上高から控除されるべき費目（廃棄ロス原価及び棚卸ロス原価）の金額が控除されていなかったために、上告人は上記相当額を基礎として算定されたチャージ相当額部分を法律上の原因なく利得したことになることを主張して、上告人に対し、不当利得金及びこれに対する遅延損害金の支払を請求した。すなわち、本件フランチャイズ契約は、その40条において次のように規定している。

「乙（フランチャイジー・加盟店）は、甲（フランチャイザー・本部）に対して、A店経営に関する対価として、各会計期間ごとに、その末日に、売上総利益（売上高から売上商品原価を差し引いたもの）に対し、付属明細書（二）の

---

(4) 北野・前掲注1, 25頁。

第3項に定める率を乗じた額（チャージ）をオープンアカウントを通じて支払う」

上記第40条に規定する「売上総利益」や「売上商品原価」の意義については、本件契約に特段の規定がなく、本件はこの文言の解釈について争われた。

〈判旨〉

上告人敗訴部分破棄，高裁差戻し。

(1) 契約書の文言についてみると、「売上商品原価」という本件条項の文言は、実際に売り上げた商品の原価を意味するものと解される余地が十分にあり、企業会計上一般にいわれている売上原価を意味するものと即断することはできない。

(2) 本件契約書18条1項において引用されている付属明細書(ホ)2項には廃棄ロス原価が営業費となることが定められている。それらは加盟店経営者の負担であることを本部は説明していた。これは本件契約に基づくチャージの算定方式が上告人方式によるものであることと整合する。

(3) システムマニュアルの損益計算書には、「売上総利益」は売上高から「純売上原価」を差し引いたものであること、「純売上原価」は「総売上原価」から商品廃棄等を差し引いて計算されることが記載されていた。

(4) 契約書の特定の条項の意味内容を解釈する場合、その条項中の文言の文理、他の条項との整合性、当該契約の締結に至る経緯等の事情を総合的に考慮して判断すべきところ、前記の諸事情によれば、本件条項所定の「売上商品原価」は、実際に売り上げた商品の原価を意味し、廃棄ロス原価等を含まないものと解するのが相当である。そうすると、本件条項はコンビニ会計によってチャージを算定することを定めたものとみられる。

〈補足意見〉

(1) 本件条項の解釈として、上記のように解釈することが相当であるとはいうものの、本件契約書におけるチャージの算定方法の規定については明確性を欠き、疑義を入れる余地があって、問題がある。

(2) 加盟店としては、店舗経営により生じた利益の一定割合をチャージとして支払うというのが、一般的な理解であり、認識でもあると考えられる。

(3) 廃棄ロス等は加盟店の利益ではないから、これが営業費として加盟店の負担となることは当然としても、本件契約書においては、これらについてまでチャージを支払わなければならないということが契約書上一義的に明確ではなく、被上告人のような理解をするものがあることも肯けるのであり、場合によっては、本件条項が錯誤により無効となることも生じ得る。

(4) 上告人の一方的な作成になる本件契約書におけるチャージの算定方法に関する記載には、問題があり、契約書上明確にその意味が読み取れるような規定ぶりに改善することが望まれる。

〈原審：東京高判平 17・2・24〉

控訴人（加盟店）の請求を一部認容。

(1) 契約書の文言の意味内容の解釈は、加盟店となろうとする者が通常理解する意味内容のもの、すなわち、一般用語あるいは専門用語として通常理解される意味内容のものとして客観的に解釈すべきである。

(2) 「売上商品原価」の語が、一般の国語辞典で一般用語として、あるいは、百科事典、簿記、会計、税務、経営学の分野の専門用語辞典等で、専門用語として説明されていることを認めるに足りる証拠はない。

(3) 「売上総利益」の語は、企業会計原則上はもとより専門用語としても明確な概念の用語であり、一般用語としても国語辞典に採録されているのであるから、本件契約の「売上総利益」の文言も上記の専門用語及び企業会計原則のそれにならって用いたものと解するのが自然である。企業会計原則及び専門用語では、売上総利益は売上高から売上原価を差し引いたものとされているから、「売上商品原価」の文言は企業会計原則にいう売上原価と同義のものと解するのが合理的である。廃棄ロス原価等の額をチャージ金額算定の基礎に含める契

約上の根拠はない。

〈第一審：東京地判平 16・5・31<sup>(5)</sup>〉

原告（加盟店）請求棄却。

(1) 本件契約書には「売上商品原価」の用語を定義する規定はなく、「売上商品原価」が廃棄ロス原価等を含む用語であるか否かについて、直接説明する規定もない。

(2) 本件契約書 18 条 1 項において引用する付属明細書(ホ) 2 項や 3 項には、廃棄ロス原価等が営業費となることが定められている。

(3) 本件各契約書の文言や規定の解釈にあたっては、原告等が、一般消費者に比して、会計処理についてある程度の知識を有していることを前提とするのが相当であり、特に本件契約書におけるチャージ金額の算定についての規定のような会計処理と密接に関連する規定の解釈にあたっては、一般財務会計または税務会計における用語や考え方を参考とするのが相当である。

(4) 「売上商品原価」との用語は、これが一般に財務会計または税務会計において使用されると認められるに足りる証拠はないものの「売上原価」を意味することは明らかである。そして、「売上原価」という用語は、一般の財務会計または税務会計上は、廃棄ロス原価等を含むものとして使用されるのが一般的であると認められるが、商法 1 条及び財務諸表等規則 1 条 1・2 項によれば、企業会計原則上は、廃棄ロス原価等を売上原価とする方式も、営業費（販売費）とする方式も、どちらも採用することができ、「売上原価」を廃棄ロス原価等を含まないものと解釈することもまた可能である。

(5) 本件各契約書において、廃棄ロス等が営業費に含まれる旨が規定されており、営業費が加盟店経営者である原告らの負担となることも明記されていることを考慮すれば、「売上商品原価」の用語は、廃棄ロス原価等を含まないものであると解釈するのが合理的であり、相当である。チャージ金額の算定の基礎

---

(5) なお、本件第一審判決と同日に同じ東京地裁で別の判決が出されている。この請求内容および判決内容ともに本件とほぼ同様である。判タ 1186 号 158 頁。

となることが定められている「売上総利益」は、廃棄ロス原価等に相当する金額を含むものである。

## 2 その他の裁判例

このコンビニ会計に関する問題については、本件以外に下級審判決が出ている。下級審判決は、本件とは異なる事業者が展開するフランチャイズチェーンの事例であり、これらの契約書ではチャージの算定方式がコンビニ会計方式であることが明確であった。このため、これら下級審判決では、契約の解釈ではなく、その契約が公序良俗に反するかどうか争われた。そして、その結論は、これらの契約は公序良俗に反しないとされた。その理由は、コンビニ会計方式には、(1)商品の自己消費・横流しを防止し、架空の商品廃棄を利用した加盟店による不正なチャージ逃れの防止、(2)廃棄ロス等の発生を最小限に抑えるインセンティブを加盟店に与えるなどの合理性があり、公序良俗に反しているとはまではないためである。各判決の判旨は以下の通りになる。

〈千葉地判平13・7・5 (判時1778号98頁)〉

見切・処分等は基本的にはフランチャイジー（加盟店）の責任領域で生じるものであること、実際にチャージ逃れを行うことは難しいとしてもチャージ逃れということ完全を否定することはできないこと、見切・処分等にチャージをかけなくても、チャージ率が高ければフランチャイジーの収入は減少するのであって、チャージの率やフランチャイジーの収入を考慮せずに、見切・処分等にチャージをかけることのみをとらえて有利、不利を論ずることは相当でなく、チャージ率をどのように定めるかは基本的には当事者間の合意に任せられるべきであることからすれば、見切・処分等の分の二重取りに当たるとはいえないし、公序良俗に反するということはできない。

〈名古屋地判平13・6・28 (判時1791号101頁)〉

原告（加盟店）は、純粋な粗利にロイヤルティをかけるべきであると主張するが、加盟店において、実際には販売された商品について廃棄処分と被告会社

(本部)に報告し、売上高を過少に申告して不正にロイヤルティを免れるのを防止すること、廃棄や棚卸ロスを最小限に抑えるための動機付けにすることなどの事情があることから、このような計算式を定めることも契約自由の原則に基づき認められることは当然である。

廃棄商品を出すということ(多めに仕入れるということ)は、顧客が来店した際に、希望する商品が常に陳列してあることが、顧客の信頼を得ることにつながり、結果として、店舗全体の売上増大につながるという、いわゆるチャンスロスを防止するという経営戦略に基づくものであることから、被告会社の指導援助義務違反があったとはいえない。

〈大阪地判平8・2・19(判タ915号131頁)〉

原告(加盟店)は、企業会計原則の一環をなす原価計算基準によれば、当期の売上原価は、当期の売上高に対応するものでなければならず、売上原価には見切等の原価分を含めてはならない旨主張する。しかしながら、右企業会計原則及び原価計算基準は適正な期間損益計算の実施という見地からの基準を定めたものに過ぎず、被告(本部)の提供するサービス等の対価であるチャージの算出方法においてこの基準と異なる売上原価の計算方法を採用することが直ちに私法上違法評価をもたらすとはいえないから、被告がチャージの算出のため売上原価に見切等の仕入原価を含めること自体が、原告に対する関係で直ちに違法性を帯びるとは認められない。

見切等の荒利益(粗利益)相当額をチャージの対象とする被告の総値入高の計算方法が原告の利益を収奪する計算方法として違法となるものではなく、その違法性は、原告が商品の販売代金としての現金収入を得られない、いわば計算上のものである見切等の荒利益相当額をチャージの対象とする会計方法ないしその目的が、本件各契約における原告及び被告の地位及び信義則に照らし、公序良俗に反するものであってはじめて認められるというべきである。本件各契約において原告は自己の責任で原告各店を経営するものとされていることは当事者間に争いがなく、証拠によれば、商品の仕入先は被告が認めた場合を除いて被告とされており、したがって、仕入れ可能な商品の種類については一定



の制限があるものの、商品の仕入数量について一部を除いて制限はなく専ら原告の判断に委ねられていること、被告が見切等の荒利益相当額をチャージの対象とした目的は、被告チェーンにおいて実際には販売された商品について廃棄処分と被告に報告し、売上高を過少に申告して不正にチャージの支払を免れるのを防止するためであることが認められる。もとより、見切等の荒利益相当額をチャージ対象とすることは、直ちに同列に論ずることができないにしても、見切等の荒利益相当額をチャージ対象とする目的として被告が主張するフランチャイジーによる売上高の過少申告によるチャージ逃れ防止ということには一応合理性があること、証拠によれば、昭和61年11月から平成5年10月までの間に見切等を対象としたチャージ総額は113万9236円であり、平均で年間16万円に過ぎないことを併せ考えると、見切等の荒利益相当額を対象とすることが、本件各契約における原告と被告の法的地位及び信義則に照らし、公序良俗に反するような違法性を有すると認めることはできない。

### 第3節 契約の解釈

契約書に問題となる文言に関する定義規定などがなく、文理によっては当事者の意図するところを一義的に確定できない場合に、判例および通説は、当該契約の文言によってのみ確定しなければならないものではなく、契約成立時における諸事情を考慮して契約内容を確定させることができるとしている<sup>(6)</sup>。すなわち、契約の解釈にあたっては契約書の文言に拘泥せず、諸般の事情を総合的に勘案した上で当事者の真意を探求すべき（大判大14・8・3新聞2475・13）とされている。これに従い、(1)当事者の意思や主観的意味を基準とする主観的解釈、(2)事情において合理的に考えられる理解や客観的意味を基準とする

---

(6) 近藤雄大「コンビニエンス・ストアのフランチャイズ契約に、加盟店は運営者に対して売上高から売上商品原価を控除した金額に一定の率を乗じた額を支払う旨の条項がある場合において、消費期限間近などの理由により廃棄された商品の原価等は売上高から控除されないとされた事例」行政社会論集第20巻第3号101頁以下(2008年)。

規範的解釈、(3)空白部分を裁判所が補充する、すなわち、当事者がそのことを知っていれば合意したと考えられる内容で補充する補充的解釈という順に契約は解釈される。

最高裁判決は、本件フランチャイズ契約を付属書類、契約締結に至った事情などを総合的に考慮して解釈すべきとしている。原審判決は、加盟店となろうとする者が通常理解する意味内容のものとして用いられるべきとして、その文言の一般的な意味内容を追求している。契約解釈の方法として、本件の最高裁は本件条項の解釈を「意思の確認」の段階で行っているのに対し、原審はむしろ「規範的解釈」を行っているということができないのではないかと考えられる<sup>(7)</sup>。

#### 第4節 各裁判所の判断

本件では契約書本体にはロイヤルティ算定方式の被乗数から控除される「売上商品原価<sup>(8)</sup>」の定義規定が存在しないが、「売上商品原価」とは、一般の財務・税務会計上の用法とは異なって廃棄ロス原価等を含まない概念を採用すべきかどうか、中心的争点となった。以下、分析を行う。

##### 1 原審の判断

原審では、「契約書の文言の意味内容の解釈は、フランチャイジーとなろうとする者が通常理解する意味内容のもの、すなわち、一般用語あるいは専門用語として通常理解される意味内容のものとして客観的に解釈すべきである。」とし、規範的解釈が行われた。本件契約書第40条では「売上総利益」＝「売上高」－「売上商品原価」と規定されているが、「売上商品原価」という文言についての具体的な定義またはそれに準じる規定はないことから、原審はこれらの文言の

---

(7) 堀川信一「フランチャイズ契約における対価の算定方法に関する条項について原判決の解釈が違法であるとされた事例」大東法学 51号 127頁以下（2008年）。

(8) 本件で争われた「売上商品原価」の金額は、実際には本件契約に係る損益計算書上に「純売上原価」として表示されていた。奈良・前掲注2、2頁。

一般用語あるいは専門用語として通常理解される意味内容により解釈をした。そうすると、「売上総利益」は、国語辞典や専門用語辞典に徴すれば、「売上総利益」=「売上高」-「売上原価」と説明されているので、原審はこの用法を標準として整合的に解釈し、「売上商品原価」は、企業会計原則にいう「売上原価」と同義に理解すべきであると結論づけた<sup>(9)</sup>。このように、原審では文言の一般的意味を手がかりにその意味内容を確定している<sup>(10)</sup>。

## 2 最高裁の判断

これに対して、最高裁では、主観的解釈が行われた。最高裁は、契約書では「売上商品原価」という文言が不明であるため、付属明細書やシステムマニュアルを参照し、その解釈を行った。その結果、最高裁は「売上商品原価」には廃棄ロス等が含まれないとし、コンビニ会計によるチャージ算定式を認めた。「契約書の特定の条項の意味内容を解釈する場合、その条項中の文言の文理、他の条項との整合性、当該契約の締結に至る経緯等の事情を総合的に考慮して判断すべき」とされたわけである。

最高裁は、本件契約書40条にある「売上商品原価」の文言は、実際に売り上げた商品の原価と解する余地があり、企業会計上一般にいわれている「売上原価」を意味するとは即断できないとした。次に、本件契約書18条1項において引用されている付属明細書には、廃棄ロス原価および棚卸ロス原価が「営業費」となる旨が規定されており、また本部担当者もこれを説明し、かつ営業費は加盟店経営者の負担となることを説明している。さらに、損益計算書には、a)「売上総利益」=売上高-純売上原価、b)「純売上原価」=総売上原価-(廃棄ロス原価+棚卸ロス原価など)との記載がある。以上の事情を総合的に考慮して判断すると「売上商品原価」は、実際に売り上げた商品の原価を意味し、廃棄ロス原価および棚卸ロス原価を含まないと解すべきであると最高裁は判断した<sup>(11)</sup>。

---

(9) 近藤・前掲注6, 100頁以下。

(10) 堀川・前掲注7, 126頁以下。

その結果、最高裁では、本件条項は上告人方式によってチャージを算定することを定めたものとみられるという結論になった<sup>(12)</sup>。

### 3 第一審の判断

第一審では、本件契約書におけるチャージ金額算定の解釈について、「一般財務会計または税務会計における用語や考え方を参考とするのが相当である。本件各契約書の規定や解釈は、被告および原告等の意図とは別に、その意味内容を客観的、合理的に解釈するのが相当である。」としつつ、本件契約書において棚卸ロス等が営業費に含まれる旨が規定されていることなどから、「売上商品原価」には廃棄ロス等を含まいとするコンビニ会計を肯定した。すなわち、第一審は、契約書の文言は第一に客観的に解釈されるべきであるとしつつも、他の契約書や契約締結過程に配布された資料などから、解釈を通じて「売上総利益」「売上商品原価」の意味を確定した。第一審では、チャージの算定方式はコンビニ会計方式と判断された。

---

(11) 近藤・前掲注6, 101頁。

この点につき、伊藤教授は「判旨は、「売上商品原価」の文言を一義的に確定することはできないとの見地から、種々の事情を「総合的に考慮する」形の契約解釈を行っている。判旨が実際に考慮した事情には、加盟店となろうとする者の能力に対する配慮といった原審のような視点は含まれていないが、判旨の解釈手法はこのような視点を契約解釈にあたって考慮することを、否定するものではないだろう。ただし、本件においてこのような視点を重視した契約解釈がとられなかったのはやむを得ない面がある。すなわち、本件契約締結に関する固有の事情についての認定を欠いたまま、このような解釈を行うとするならば、同様の過程を経て本部と他の加盟店との間で締結された契約の内容にも疑義を生じさせかねない。また、説明義務違反に基づく損害賠償請求が過失相殺を通じて、個別の事情を斟酌した柔軟な解決を可能としうるのに対して、契約条項の解釈を問題にする限りでは、そのような解決も難しい。本件は、本部の説明義務違反に基づく責任の追及という形ではなく、フランチャイズ契約の条項の解釈という形で加盟店の保護を図ることの限界を示す事例ともいえる。」と分析されている。伊藤雄司「加盟店の負担するチャージ計算における商品廃棄ロス等の算入の可否」別冊ジュリスト194号128頁（2008年）。

#### 第4節 各裁判所判決の評価

最高裁の解釈には問題がある。本件では、「売上商品原価」には廃棄ロス等は含まれず「売上原価」とは異なる意味であるとされたが、この解釈には問題がある。「売上総利益」は会計用語であり、一義的な用語である。すなわち、「売上総利益＝売上高－売上原価」がその定義である。「売上商品原価」が「売上原価」とは異なるとすると、「売上総利益＝売上高－売上商品原価」という定義をも認めることとなり、「売上総利益」に二義的な意味が生じる。後者は一般常識とはかけ離れた解釈であり、これがあり得るとするのならば補足意見のように加盟店の錯誤が認められるべきである。

むしろ、「粗利分配方式」と説明され、「売上総利益」が特別な意味だと注意喚起されないまま契約書を見た加盟店になろうとする通常人は、「売上商品原価」を商品の「売上原価」としか考えないのが合理的であり、文言の意味は「売上原価」に一義的に決まるという原審の方が常識的かつ公正な判断である<sup>(13)</sup>。一般的な企業会計では、原価性のある商品廃棄ロスは売上原価に含まれる。加

---

(12) 北野教授は、本判決判旨を次のようにまとめられている。

(1) 本件契約の「売上総利益」という文言は、実際に売り上げた商品の原価を意味するものと解される余地が十分にある。企業会計上一般にいわれている売上原価を意味するものと即断することはできない。

(2) 本件契約18条1項において引用されている付属明細書(ホ)2項には廃棄ロス原価および棚卸ロス原価が営業費となることが定められている。本部担当者は本件契約締結前にこれらを営業費として会計処理すべきこと、これらは、加盟店経営者の負担となることを説明していた。

(3) 本件契約締結前に、本件加盟店が店舗の経営委託を受けていた期間中、当該店舗に備え付けられていたシステムマニュアルの損益計算書についての項目には、「売上総利益」は売上高から「純売上原価」を差し引いたものであること、「純売上原価」は「総売上原価」から「仕入値引高」、「商品廃棄等」および「棚卸増減」を差し引いて計算されることなどが記載されていた。

(4) 以上の諸事情によれば、本件契約40条の「売上商品原価」は実際に売り上げた商品の原価を意味し、廃棄ロス原価および棚卸ロス原価を含まないものと解するのが相当である。北野・前掲注1, 26頁以下。

盟店の経営上通常生ずる商品廃棄ロス等は当然に売上商品原価に組み込んで、チャージの対象になる「売上総利益」を計算するべきであるといえる<sup>(14)</sup>。

第一審は、本件契約書の内容について極めて不自然な解釈を行っている。加盟店希望者について「一般消費者に比して、会計処理についてある程度の知識を有していることを前提とする」とした上で、専門家ですら難解で分かりにくい本件契約書について、これを読めば廃棄ロス原価等についてチャージがかかるとの趣旨が読み取れるのであって、当事者間には、この点についての合意が存在した、と認定しているのである。これは加盟店希望者の実情からかけ離れたあまりにも高度な専門的知識を要求するものであると同時に、フランチャイズ契約における本部と加盟店間の情報・知識・交渉力の格差を前提としてきた従来の裁判例の流れにも逆行するものである<sup>(15)</sup>。

加盟店保護の観点からも原審の判断は妥当である。本部に情報収集力で劣る加盟店にとっては、「売上総利益」とは、「売上高」-「売上原価」という計算方式で算出されるものであると、一般的な企業会計の常識にしたがって理解す

---

(13) 中野和子「セブンイレブン最高裁判決の評価」

〈<http://www.konbenren.net/sevenelevel1.html>〉 accessed on 2010.6.4

(14) 北野・前掲注1, 27頁以下。

北野教授が委員長を務めるフランチャイズ法研究会による「フランチャイズ規制法要綱」では、「ロイヤルティの賦課基準として売上総利益（総値入高その他名称のいかんを問わない。）を用いる場合には、加盟社の経営上通常生ずる商品廃棄損・商品棚卸損（以下「商品廃棄損等」という。）は、その全額を売上原価に組み込まなければならない。加盟者の仕入れ取引に関して生ずる仕入れ値引・仕入れ報奨金（以下「仕入れ値引等」という。）のうちその発生に係る個別事情が開示されない部分については、売上原価から控除してはならない。商品廃棄損等及びその発生に係る個別事情の開示されない仕入れ値引等の部分に対してロイヤルティを賦課する条項は、無効とする。」としている。北野弘久「『フランチャイズ規制法要綱』の発表」法時82巻3号80頁以下（2010年）。

(15) 近藤充代「フランチャイズ契約におけるチャージ算定方法をめぐって」広渡清吾ほか編『民主主義法学・刑事法学の展望：小田中聰樹先生古稀記念論文集』542頁以下（日本評論社，2005年）。

るはずである。よって、明確な契約条項を作成すべきであった本部側の責任や本部側が間接的な説明しか行わなかったことによる加盟店側の理解の不十分さを考慮して、加盟店側の理解のみにしたがった解釈をすべきではないだろうか<sup>(16)</sup>。契約内容について本部から積極的な説明がなかったことを考えると規範的解釈が行われるべきである<sup>(17)</sup>。

---

(16) 堀川・前掲注7, 126頁以下。これを堀川教授は「いわゆる『表現作成者不利の原則』に近い解釈」と表現されている。そして、「たしかに、最二判昭39・7・29に照らせば、原審の判断は一般的・国語的意味を重視するあまり硬直にすぎ、解釈の幅を狭めすぎる嫌いがあるともいえる。ただ、原審は本件契約書が定型的なものであり『被控訴人が自ら営業政策上の判断により、契約条項を確定し、加盟店となろうとする者に対し、交渉によりその内容を変更することができないものとして提示されるもの』であること、つまり本件契約の附合契約的性格を指摘する部分もあることから、必ずしも原審が最二判昭39・7・29がいう「使用したる文字のみに拘泥」しあるいは「文字に即してのみ（内容を）確定」したものとは言えない。」と分析をされている。

(17) この点につき、奈良弁護士は、「本件となる契約書の契約条項中に一義的に明確な文言が用いられている限り、同条項の解釈においては当該文言の意義が主導的な指針となり、個別的な修正・変更の余地を認めないかのような論理はいささか硬直に過ぎる。契約の解釈においては、一部の文言の明確性からある解釈が形式的に導かれるとしても、附属文書の内容等個別具体的な事情を考慮することによって、よりよく当該契約の事態に合致する解釈が可能であるならば、それこそが当該契約についての客観的・合理的解釈に当たるといふべきであり、そのためにはある程度広い契約解釈の「幅」が認められていなければならないと思われる。契約の解釈は本来個別的であるという観点からは、事情に即して柔軟な解釈を許容する本判決の視点は、積極的に支持できる。」と分析された。奈良弁護士は、原判決において規範的解釈がされたことを批判して、最高裁で示された解釈を支持されている。奈良・前掲注2, 5頁以下。